

直接製品である？

1. 本稿の要旨

本年5月15日、8月17日に米国が Direct Product 規制の新ルールを公表して以来、「直接製品」に多くの人注目するようになりました。しかし日ごろなじみのない概念ということもあり、「今一つピンと来ない」という方が多いように思います。(実は私も「ピンと来ていない」グループの一員)

負け惜しみに聞こえるのは承知で言うと、「**直接製品**」という言葉の用法やイメージがわかりにくさを助長しているのではないかと私は思っています。いっそのこと「**直接製品**」と呼ぶのはやめ、横文字のまま「**Direct Product**」で行くべきではないかというのが本稿の主張です。

では「直接製品」という言葉のどこが問題なのか？ 私の感ずる問題点を2つ記します。

【問題1】本来は「製品」の意味ではなかった筈

たしかに Direct Product を直訳すれば「直接製品」ですが、ここでの Product の本来の意味は「生み出される(Produce される)もの」なのです。したがって川上から川下まで、工程の数だけ「Product」は存在します。当然、部品もソフトも、あるいは設計図であっても「Product」にはなりません。ところが訳す際に「製品」と表現したために、最終製品のイメージが強くなってしまい、規制の理解の障碍になっているように思うのです。

【問題2】「EAR 対象・要許可」であるかのような解説が多い

「直接製品」だからといって「ただちに EAR 対象・要許可」というわけではありません。

「直接製品」といっても、「そうであるもの」と「そうでないもの」の両方が存在するのです。ボタンを掛け違えたままで難しい内容(今回の 8.17 ルールのような)に立ち向かうのでは正しい理解は中々得られないと思います。

2. EAR にはどう書いてあるか

EAR で Direct Product が登場するのは、§ 734.3(a)に「EAR 対象」の品目として列挙された(4)と(5)です。

§ 734.3(a)

(4) Certain foreign-made direct products of U.S. origin technology or software, as described in §736.2(b)(3) of the EAR. The term “direct product” means the immediate product (including processes and services) produced directly by the use of technology or software;

(5) Certain commodities produced by any plant or major component of a plant located outside the United States that is a direct product of U.S.-origin technology or software, as described in §736.2(b)(3) of the EAR.

ここでの主眼は「**XX の Direct Product でコレコレのものを EAR 対象とする**」です。「**EAR 対象のものを Direct Product という**」などとは一言も書いてありません。

そして Direct Product の説明はごく簡単に「技術・ソフトを用いて直接生み出される immediate product」と書き添えてあるのみ。ではそれは何なのか？

Immediate とは「Im (無い) + Mediate (中間物)」のことを意味します。

よって「AがBのDirect Productである」とは「AとBの間に中間物・中間工程が存在しない」すなわち「AがBを投入して生まれるすぐ下の世代の存在=AはBの子供世代の存在」ということなのです。

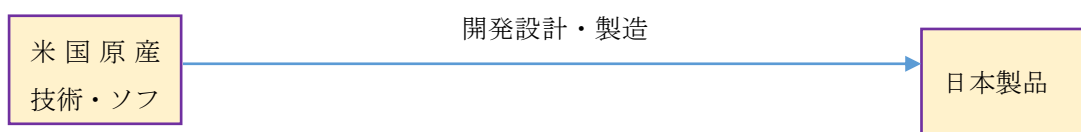
このことからわかることを4つ挙げます。

- ① それが「投入物と生成物の親子関係」を示す概念だということです。(これが基本)
- ② 「親子関係」を示す概念である以上、用法は「親子をセットで語る」ことになります。
「Aは直接製品である」というような「単独で語る」ことはありえないわけです。
- ③ 単に「親子関係で生み出されるもの」なのでそれは「製品」とは限りません。(部品かもしれないし図面かもしれない)
- ④ そこには「規制対象か否か」という「色」はついていません。

それを踏まえて § 734.3(a)を読むとどうなるか。分かりやすいように図で表してみよう。

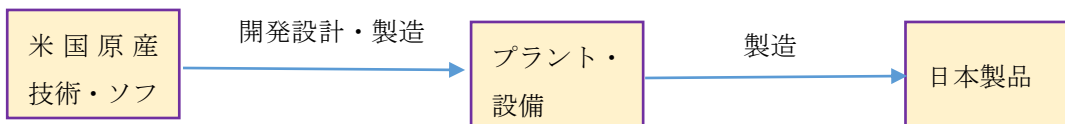
(4)は米国原産技術・ソフトの「子供」である外国（例えば）日本製品をEAR対象としています。

§ 734.3(a) 子供 米国原産技術・ソフト
(4) Certain foreign-made direct products of U.S. origin technology or software, as described in §736.2(b)(3) of the EAR. The term “direct product” means the immediate product (including processes and services) produced directly by the use of technology or software;



(5)は、米国原産技術・ソフトの「子供」であるプラント・設備の「そのまた子供」である外国（例えば日本）製品、つまり米国原産技術・ソフトにとっての「孫」をEAR対象としています。

§ 734.3(a) 孫 子供 米国原産技術・ソフト
(5) Certain commodities produced by any plant or major component of a plant located outside the United States that is a direct product of U.S.-origin technology or software, as described in §736.2(b)(3) of the EAR.



3. なぜ「製品」という言葉を使いたくないか

前頁で Direct Product とは「親子関係で生み出されるもの」であることを説明しました。「生み出されるもの」は、工程によって「部品」のこともあれば「設計図」のこともあると。

例えば前頁の(5)で「Direct Product と表現されている」のはプラント・設備です。「最終的に語りたい日本製品」は「米国原産技術の直接製品であるプラントで作られた製品」ということになります。ややこしくて疲れる言い方だと思いませんか？ プラントを「製品」と呼び、更にそこで製造されるものも「製品」と呼ぶのですから。

それはともかく、ここでのプラントは要するに米国原産技術の「直接の生成物」、よりわかりやすく言えばその技術の「一親等の卑属＝子供」なのです。それなら素直に「生成物」といえばいいではありませんか。

もし口頭で説明するなら、「米国原産技術の子供に当たるプラントで作られた日本製品、いわば米国製品の孫だね」と表現すればよい。前頁で述べたように、それは単に「親子関係で生み出されるもの」だからです。

そりゃ「ここでいう直接製品とは、製品のことじゃないからね」と都度付け加えればその場はおさまるでしょう。しかし規制のツボがどこなのか頑張って焦点を絞ろうというときに、一々言い換えに気を遣わなければならないのではたまらないと思いませんか？ まして今年発表された新ルールでは上記より更に論理構造が複雑になっています。現に多くの人が「難しい」と嘆いているのですから、言葉遣いまでややこしくすることはやめてもらいたいものです。（世の凡才を代表して申しました）

4. 「要許可のもの」であるかのような解説

2節の説明から「Direct Product であること」は、「EAR 対象であること」や「要許可であること」とが別物であることを御理解いただけたかと思えます。「貨物であること」と「規制貨物であること」の関係と同じです。

しかしよく知られた解説書などでも、誤解を招く表現は少なくありません。

【例1】CISTEC『米国輸出・再輸出規制（EAR）Q&A／ケーススタディ』2012年2月

Q1 直接製品とは何ですか？

A1 EAR の規制対象品目の一つです。米国から米国原産技術、ソフトウェアを購入する際、その米国原産技術、ソフトウェアの CCL 上の ECCN 規制理由欄に「国家安全保障（NS）」がある場合であって、当該米国原産技術、ソフトウェアを米国から輸入するときに米国輸出者に確約書を提出しており、それらを用いて米国外で製品を作り、その出来上がった製品の CCL 上の ECCN 規制理由欄にも同様に「国家安全保障（NS）」がある場合に、出来上がった製品のことを直接製品とといいます。

この例では冒頭でハッキリ「規制対象品の一類型」と決め打ちしています。

そのため、沢山の規制要件を列挙し、「それらを満たしたもののことですよ」という書き方をしているわけです。まじめな読者はこれを見て「直接製品の条件とは、コレとアレと…」と理解に努めることでしょう。

勿論それは誤りです。EAR のどこにも上記のような直接製品定義は存在しません。

では著者はなぜこのような書き方をしたのでしょうか？ 「直接製品の規制」或いは「規制対象の直接製品」のつもりで「直接製品」という言葉を使っているからです。それを念頭に適宜補って書き直せば、§ 734.3(a)(4)の説明として筋が通ります。(§ 734.3(a)(5)の規制まではカバーできていませんが、それは原作の問題と受け止めて下さい)

【例1の補筆版】

Q1 直接製品の規制とは何ですか？

A1 EAR の規制対象パターン品目の一つです。米国から米国原産技術、ソフトウェアを購入する際、その米国原産技術、ソフトウェアの CCL 上の ECCN 規制理由欄に「国家安全保障 (NS)」がある場合であって、当該米国原産技術、ソフトウェアを米国から輸入するときに米国輸出者に確約書を提出しており、それらを用いて米国外で製品を作り、その出来上がった製品の CCL 上の ECCN 規制理由欄にも同様に「国家安全保障 (NS)」がある場合に、出来上がった製品の規制ことを直接製品規制とといいます。

再び同書から引用します。

【例2】CISTEC『米国輸出・再輸出規制 (EAR) Q&A/ケーススタディ』2012年2月

Q6 米国原産技術に基づいて、米国以外の国で製造された製品であって、直接製品の定義に当てはまらない場合、EAR 上ではどのように扱うのでしょうか？

A6 米国原産技術に基づいて製造された製品が直接製品に該当しない製品であった場合、再輸出規制の対象外です。直接製品かどうかをチェックすることが重要です。

おいおい、「直接製品は規制対象」とA1で述べたのばかりじゃないのか？ それなのに大真面目で「直接製品でない場合のEAR上での扱いは？」 「ウム、規制対象外なのか」なんて会話をしていて！ シュールですよ。

ヘンな用法の例はまだあります。

【例3】CISTEC「EAR超入門」別冊資料

<直接製品>

米国原産の技術又はソフトウェアを用いて外国で製造された製品のこと。

具体的には、

- ① CCL の規制理由欄 (Reason for Control) が、NS 規制 (国家安全保障理由の規制)。
- ② かつ購入時に、購入元に対して「確約書」の提出が求められた

上記①と②のどちらも満たす米国原産の技術・ソフトウェアを使って、日本で製品を作った場合、その Made in Japan の製品は、「直接製品」と呼ばれる。要するに、米国の技術を使って直接的につくられた製品という意味。

(https://www.cistec.or.jp/service/webseminar/free/data/houjin/5005_ear_nyuumon_bessatu_qa.pdf)

・「外国で製造された製品」だけが Direct Product ではありません。米国製の Direct Product も存在します。その証拠に § 734.3(a)(4)でもわざわざ「foreign made direct product」と言っている

ではありませんか。

- ・前述の通り「その made in Japan 製品が①②でない米国原産技術・ソフトを使って作られた」場合も（米国原産技術・ソフトの） Direct Product です。
- ・末尾の「要するに、米国の技術を使って直接的につくられた製品という意味」をどう思いますか？直前まで「§ 734.3(a)(4)の条件に該当する日本製品（EAR 対象のもの）を直接製品と呼ぶ」といっておきながら、「つまりそれは米国の技術を使って直接的につくられた製品という意味」とは、矛盾していませんか？

【例4】 CISTEC 「EAR再輸出規制に関するQ&A集」

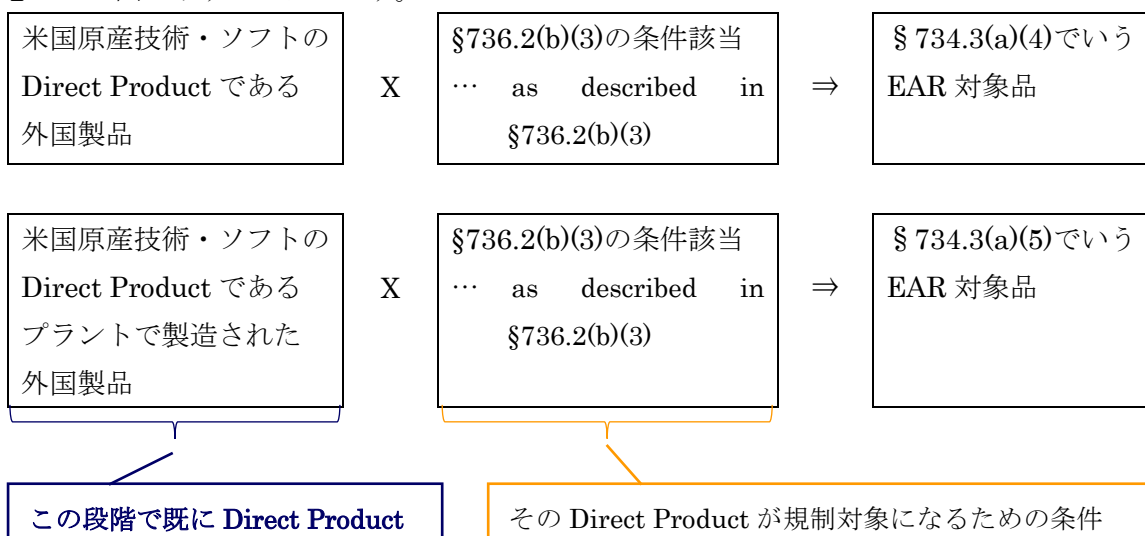
Q-III-4 : 米国原産のソフトウェア開発ツールを用いて作成したソフトウェアは、直接製品になりますか？

A-III-4 : いいえ。一般的な米国原産のソフトウェア開発ツールを用いて作成したソフトウェアは、直接製品にはなりません。但し、NS規制されている米国原産のソフトウェア開発ツールで直接的にソフトウェアが製造され、製造されたソフトウェアがNS規制に該当する場合だけ、直接製品となります。尚、米国原産のソフトウェア開発ツールで開発されたソフトウェアには、開発ツールに附属している暗号モジュールが組み込まれる場合もあります。その場合には米国原産の暗号ソフトウェアとして規制される可能性があります。

(https://www.cistec.or.jp/service/uschina/12-ear_qa.pdf)

- ・これも「EAR 対象の Direct Product」と「Direct Product 一般」を混同している点では同じです。「一般的な米国原産のソフトウェア開発ツールを用いて作成したソフトウェア」は、その「一般的な米国原産のソフト開発ツールの Direct Product」です。それ自体は「EAR 対象とは限らない」のです。再度 § 734.3(a)を見て下さい。「それが§736.2(b)(3)の条件に該当したときに EAR 対象になるのだ」と書いてありますよね。

- ・念のため図で示すことにします。



5. 「要許可のもの」の理解でどんな実害があるのか？

前節の議論を見て「マニアックな些事」と思われた方もいらっしゃることでしょう。では私がなぜ用語法のことをうるさく言うのか？

それは先般の米国 8.17 ルールのようなややこしい問題に直面したとき、それでは歯が立たないからです。ために次の解説を読んでみて下さい。

先ほどの例 4 は「直接製品とは規制されるもの」という認識のもとに書かれていましたね。ところが 8.17 ルールについて説明した次の例 5 はどうでしょうか？

【例 5】 CISTEC 「EAR 再輸出規制に関する Q&A 集」

Q-III-5 : 米国原産技術を何パーセント使用して製造した場合に (イ) 直接製品になりますか？

A-III-5 : 直接製品とは、米国原産の技術又はソフトウェアを用いて直接的に製造した製品のことであり、組込品のような米国原産の比率という概念はありません。「直接的に」とは、米国原産技術又はソフトウェアをそのまま利用して製造すると言う意味です。但し、Q-III-6 以降の「特定の Entity List 掲載者」向けの場合には、(ロ) デミニミス値超の組込技術・ソフトウェアに基づく直接製品も規制の対象となっているため、注意する必要があります。

(https://www.cistec.or.jp/service/uschina/12-ear_qa.pdf)

再三述べているように「どんなものであっても、それを生み出すための直接投入物の直接製品」です。それは「生まれた瞬間から直接製品」なのです。特定の条件のもとで「直接製品になる」(下線部(イ)) ものではありません。まあここでは「直接製品なら規制対象」というつもりで書いているのでしよう。

しかしもし「直接製品なら規制対象」というのなら下線部(ロ)はどう理解すればよいのでしょうか？「デミニミス値超でない組込技術・ソフトウェアに基づく直接製品」は規制対象外ということを含意しているように見えませんか？

正解はちょっと複雑でして

- i 「直接製品 即 規制対象」ではない
- ii 8月17日より前は、「特定の Entity List 掲載者」向けでなくても、「米国原産技術・ソフトの直接製品」が「それなりの条件」を満たすなら規制対象だった（「米国原産技術・ソフトを部分的に利用して日本で生まれた技術・ソフト」は「米国原産技術・ソフト」とは別物であることに注意）
- iii 8月17日からは、「特定の Entity List 掲載者」向けに限り、規制に絡める技術・ソフトの範囲が「米国原産」から「EAR 対象である」に拡大された
（「特定の Entity List 掲載者」以外向けの場合、対象範囲は従来通り「米国原産」のまま）
- iv 「デミニミス値超の組込技術・ソフトウェア」は EAR 対象であるから、その直接製品は 8月17日からは、「特定の Entity List 掲載者」向けに限り規制対象になる

ということ (ロ) は意味しているのです。

次の例6も「直接製品 即 規制対象」ではないという認識で書かれています。

【例6】CISTEC「EAR再輸出規制に関するQ&A集」

Q-III-8：従来の直接製品の規制では、米国原産の「NS 規制」の技術・ソフトウェア又は直接製品のプラント若しくはプラントの主要構成要素に基づいて直接的に製造された「NS 規制」の直接製品が規制対象でしたが、2020年5月14日に施行され、2020年8月17日に更に規制強化された直接製品の特別規制の場合も「NS 規制」の品目であることが要件となっていますか？

A-III-8：いいえ。今回の特別規制では「特定の ECCN (AT 規制を含む)」の EAR 規制対象の技術・ソフトウェアに基づく直接製品が規制の対象になっています。尚、「米国原産の技術・ソフトウェア」ではなく「EAR 規制対象の技術・ソフトウェア」と規定されているため、米国原産の技術・ソフトウェアだけでなく、デミニミス値超の組込技術・ソフトウェアに基づく直接製品も対象となっています。

(https://www.cistec.or.jp/service/uschina/12-ear_qa.pdf)

こういう具合に**その場その場でチャンポンに用語が使われると、読者は混乱します**。いきおい EAR の原文を読むことになるでしょう。そして「Direct Product の意味」を踏まえて「どんな Direct Product が規制対象」で「どのような販売に対して規制が発動されるか」という具合に、規制の論理構造の把握に努めるわけです。

そのとき「**要するに Direct Product って規制されるものことなんですよ**」の認識からスタートしたら**虚心に規制原文を読む妨げになってしまう**のです。

よく読めばわかることですが **8.17 ルールにおいても「Direct Product の意味」は従来と変わっていません**。変わったのは「**どんな Direct Product が規制対象**」で「**どのような販売に対して規制が発動されるか**」です。どこが変更点で、その結果どんな影響が生ずるのか、順を追って地に足を付けてみていくことが必要です。

単なる用語法の乱れとバカにはしてはいけない、と思います。